

令和5年7月24日 立川市広報課

送付文書 計1枚

報道機関 各位

介護保険料の遡及賦課誤りについて

立川市では介護保険料の賦課事務に不適切な処理があり、一部の被保険者の方に対し、保険料を過大又は過少に賦課していたことが判明しました。

1 概要

平成27年4月1日施行の介護保険法改正により、介護保険料の賦課決定は、「各年度における最初の納期の翌日（当該納期後に資格取得した場合は、資格取得日の翌日）から2年を経過した日以後は、賦課決定を行うことができない」とされました。

この「各年度における最初の納期」について、一律に普通徴収の第1納期限である7月31日として期間計算を行っていたところ、特別徴収（年金からの天引き）については「各年度における最初の納期」が5月10日とすべきであったことから、特別徴収の被保険者について、賦課決定のできない期間に増額又は減額の賦課更正をしていたことが判明しました。

2 対象保険料

平成29年度から令和4年度までに遡及賦課した平成27年度分から令和2年度分保険料

3 対象件数及び金額

（1）過大徴収した人数及び金額 23人、644,500円

（2）過大還付した人数及び金額 22人、544,200円

4 今後の対応

（1）保険料を過大徴収した方には、速やかにご連絡し、返還手続きを行います。

（2）保険料を過大に還付した方については、時効（2年）により徴収できる期限を過ぎていること、賦課権が消滅していることから、保険料の返還は求めません。

5 再発防止策

今後の法改正の際は、法解釈及び運用について庁内で情報共有し、必要に応じて他の制度や他市の運用を確認するとともに、システム委託業者との情報共有及び業務手順の確認を確実に行ってまいります。

【問い合わせ】

立川市 福祉保健部 介護保険課長 高木健一 TEL042-523-2111 内線 1140